

無電柱化対策に関する調査－災害に強い安全で良好なインフラ整備に向けて－に基づく所見表示及び回答表

中部管区行政評価局

中部管区行政評価局の所見表示の要旨（平成 26 年 8 月 27 日通知）	中部地方整備局の回答要旨（平成 26 年 11 月 27 日回答）
<p>○ 個別事業の実施状況 電線共同溝整備後における電柱の撤去状況 〔改善所見〕</p> <p>① 既存電柱・電線管理者に対し、電線共同溝への入溝後は早期に電柱・電線を撤去するよう指導を行うこと。</p> <p>併せて、</p> <p>② 今回、当局が指摘した事例について早期撤去を指導すること、</p> <p>更に、</p> <p>③ 道路管理者と電線管理者との間で、撤去されないままとなっている電柱を把握する方法、及び把握した場合に適時・適切に連携を図って早期撤去するため相互に情報共有する方法を検討する必要がある。</p> <p>一方、</p> <p>④ 現在中部ブロック協議会において把握しているとしている事業の進捗状況の区分については、電線共同溝設置工事完了後、既存電柱の抜柱を把握した上で判断するようにされたい。</p>	<p>（下記③記載内容により合わせて対応）</p> <p>指摘事例については、占用企業者を指導し、平成 26 年 7 月までに撤去を完了した。</p> <p>整備計画策定時に、残置されている電柱・電線の撤去予定時期を占用予定者から提出させ、電線共同溝整備計画に記載する。</p> <p>道路管理者、占用予定者等からなる中部ブロック電線類地中化協議会等を毎年開催し、電線共同溝整備計画に記載された撤去予定の時期となった時点で、残置されている電柱・電線の撤去状況を占用予定者に確認し、撤去されていない場合は、撤去出来ない理由を聴取するとともに、早期撤去を要請する。</p> <p>以降、毎年、残置されている電柱・電線の撤去状況をフォローアップし、早期撤去を要請する。</p> <p>なお、上記の改善措置については、中部ブロック電線類地中化協議会等を早期に開催し、占用予定者に周知する。</p> <p>これまで事業の進捗状況調査の施工状況区分は、未着手、設計、地元協議、支障移設、本体工事、入溝工事、完了の 7 区分としていた。</p> <p>今後は、施工状況区分に抜柱工事を追加した 8 区分とし、電線共同溝設置工事完了後、既存電柱の抜柱を把握した上で完了と判断するものとする。</p>